

「台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について」の一部改正について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、本校の教育活動に対し、ご理解ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、令和8年5月29日（金）より気象庁による新しい防災気象情報の運用が開始されることから、台風等異常気象時における学校の対応を、下記のとおり一部修正いたします。

つきましては、急な変更となり申し訳ありませんが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 防災気象情報の改正内容とそれに伴う学校の対応の修正（県教委より）【裏面参照】

○防災気象情報のうち、大雨、氾濫、土砂災害、高潮について、警戒レベルに対応したレベル2から5の注意報、警報、危険警報、特別警報が新設されたため、対応を修正「レベル4危険警報のときは自宅待機または保護者へ引き渡し等となる」

○暴風・大雪・暴風雪・波浪の特別警報について、学校にいる場合の対応を修正「校内待機となる」

2 刈谷市立学校の対応（5月29日～）【下線箇所がこれまでとの修正点】

（1）暴風警報または大雨・氾濫等危険警報（レベル4）が発表されている場合

【対象地域：刈谷市（「愛知県全域」または「愛知県西部」「西三河南部」）】

- ・午前6時に発表されている場合、休校とする。
- ・午前6時ちょうどに警報が解除された場合、平常授業とする。
- ・児童生徒の登校後に発表された場合、授業を中止し、速やかに下校させる。

（2）特別警報が発表されている場合

【対象地域：刈谷市（「愛知県全域」または「愛知県西部」「西三河南部」）】

- ・午前0時以降（当日）に発表されている場合、休校とする。
- ・児童生徒の登校後に発表された場合、児童生徒の安全確保のため、原則、校内待機とする。したがって、特別警報が発表される前に授業を中止し、（1）と同様に下校させる。

※気象台の発表よりも先に刈谷市が警戒レベル4の避難情報を発表した際は、そちらを優先して対応する場合があります。また、大雨等の状況により対応を変更する場合があります。対応の変更は、きずなメールでお知らせします。

【台風等異常気象時における対応まとめ（一部抜粋）《改正前》】

種類		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応
気象台が発表する 防災気象情報	特別警報	自宅待機	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等
	警報	大雨・洪水	平常授業
		その他	

【台風等異常気象時における対応のまとめ（一部抜粋）《改正後》】

種類			自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応
気象台が発表する防災気象情報	特別警報	暴風・大雪・ 暴風雪・波浪	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機
	レベル 5 特別警報	大雨・氾濫・ 土砂災害・高潮	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機 校内の高い場所または崖 から離れた場所に移動
	レベル 4 危険警報		自宅待機 (早めの避難を考慮する)	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等
	レベル 3 警報		平常登校	平常授業
	レベル 2 注意報		平常登校	平常授業